

地域森林資源利活用システム構築支援事業実施要領

制定 令和6年11月11日付け6信木利第110号

(趣旨)

第1 この要領は、木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムとして信頼関係のあるサプライチェーンを構築することにより、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進め、地域の森林整備の一層の推進を図ることを目的とした地域森林資源利活用システム構築支援事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 個々の事業種目に基づく実施基準については、別表1の基準のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業

(補助事業者)

第3 補助事業者は、民間事業者・団体等（国又は地方公共団体を除く。）のうち、あらかじめ作成した地域森林資源利活用システム計画（以下「システム計画」という。）に需要者（川下）へ林地残材を含めた木質資源の供給を目的として実施する実施事業体として位置付けられた者（以下「事業主体」という。）とし、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体であること
- (2) 政治的な活動及び宗教活動を目的とする団体であること

2 事業主体は、事業実施後3年間は活用計画に沿って林地残材を含めた森林資源の活用を実施・検討する旨の協定をあらかじめ活用計画の参画者同士で結ぶものとする。

(地域森林資源利活用システム計画)

第4 事業の実施に当たり、事業主体のうち代表となる事業者は、様式第1号によりシステム計画の作成を行い、別表2を確認の上、別に定める期日までに様式第2号により林務部長（以下「部長」という。）に提出し、様式第3号によりその承認を受けるものとする。

- 2 システム計画の作成に当たっては、次の各号に合致するほか、事業主体間で十分な調整を図り作成するものとする。なお、システム計画の提出を予定する場合、事業主体のうち代表となる事業者は、あらかじめ別に定める期日までに、様式第4号により計画作成表明書を部長に提出するものとする。
 - (1) 事業主体のうち代表となる事業者は、需要者(川下)側へ供給する木材の生産者(川上)または流通・加工事業者(川中)として位置づけられる者とする。
 - (2) 1システム計画ごとの補助金予定額の上限は、20,000千円とする。
 - (3) システム計画における構成員は、木材の生産者(川上)、流通・加工事業者(川中)、需要者(川下)それぞれ1者以上含めるものとする。事業主体は複数の活用計画に参画することはできるが、補助金の申請については、いずれかの1システム計画においてのみ申請できるものとし、他のシステム計画では参画のみ可能とする。
 - (4) 計画する林地残材を含めた未利用木質資源の活用は、県内で消費することを目的としたものを対象とする。
- 3 第1項の承認を受けた後、事業主体は、システム計画に沿った事業を実施するに当たって補助金交付申請をすることができる。
- 4 部長は、第1項の承認に当たっては、要綱及び要領の規定に基づき内容を確認するとともに、別に定める地域森林資源利活用システム構築支援事業選定委員会に選定を依頼し、その選定結果等を踏まえるものとする。
- 5 事業主体は、部長からの依頼があった場合、必要な書類等によりシステム計画の概要を説明するものとする。
- 6 部長は、システム計画承認後、様式第5号により事業主体の所在市町村等を所管している域振興局長へ承認した旨を通知する。
- 7 事業主体のうち代表となる事業者は、事業実施後、別に定める期日までにシステム計画の実施結果を部長へ報告するものとする。

(実施計画書)

- 第5 事業主体は、第4第1項の承認後、地域森林資源利活用システム構築支援事業実施計画書(様式第6号、以下「実施計画書」という。)を作成し、必要書類を添付の上、様式第7号により地域振興局長(以下「局長」という。)に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定による実施計画書の提出があったときは、様式第8号により部長に協議するものとする。
- 3 部長は、前項の規定による実施計画書の協議があったときは、第4の第1項に規定するシステム計画との整合性を審査し、適当と認められるときは、様式第9号により局長に同意するものとする。
- 4 局長は、前項の規定に同意があった時は、事業主体に対し、実施計画書の承認を行うものとする(様式第10号)。

(早期着手等)

第6 事業主体は、システム計画承認後、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業への着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
- (2) 事業の実施に長期間を有するとき。
- (3) 早期着手により増額防止が予想できるとき。
- (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。

2 事業主体は、事業実施にあたり早期着手をしようとするときは、地域森林資源利活用システム構築支援事業早期着手協議書（様式第11号）を、第5の第1項に規定する実施計画書承認申請書（様式第7号）に付して局長に提出するものとする。

ただし、当該実施計画書承認申請のときに、早期着手をしなければならないことが明らかでない場合は、当該実施計画書承認申請以降であって、早期着手の必要性が生じたときに行うものとして差し支えない。

3 局長は、前項の規定による協議があったときは、速やかに部長に協議するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、第1項各号のいずれかに該当し、適当と認められるときは、その旨局長に通知するとともに、必要に応じて次に掲げる条件を付すものとする（様式第12号）。

- (1) 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧等の責は、事業主体が負うこと。
- (2) 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のときに変更することがあること。

5 局長は、前項の規定による通知があったときは、その旨補助事業者に通知するものとする（様式第13号）。

6 事業主体は、早期着手後の入札等により事業費が減額となった場合は、様式第14号により速やかに変更報告書を作成し、様式第15号により局長に提出するものとする。局長は、軽微な変更による変更承認をしたときは、その旨部長に報告するものとする。

(内示)

第7 部長は、第5の第3項に規定する実施計画書の同意をした事業に関して、局長に当該事業に関する補助金額の内示をするものとする（様式第16号）。

2 局長は、前項の規定による内示があったときは、事業主体に対し、内示をするものとする（様式第17号）。

(補助金の交付)

第8 事業主体は、第7の第2項の規定による補助金額の内示を受けたときは、要綱第4の第1項の規定により、地域森林資源利活用システム構築支援事業補助金交付申請書（様式第18号）に別表1の事業種目ごとに必要な関係書類を添付して局長に提出するものとする。

2 事業主体は、前項の申請書の提出に当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額

(補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 局長は、第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、次に掲げる条件を付して、補助金の交付決定をするものとする(様式第19号)。

(1) 補助事業者は、規則及び要綱、要領、並びにその他関係通知に従わなければならないこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について、補助金総額の増又は3割を超える減が生じる場合は、速やかに局長に申請してその承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに局長に申請してその承認を受けること。

(4) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。

(5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに支出に関する証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管するとともに、当該事業により財産を取得した場合は、その取得事業名、取得価格、処分制限期間、処分状況、補助金額取得時期その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、必要な関係書類を整理保管しておかななければならないこと。

(6) 処分制限期間内に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合において、当該処分により収入があったときは、その収入の全部を県に納付させることがあること。

(7) 補助事業者が、上記条件に違反した場合又は規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(計画および補助金額の変更)

第9 実施計画の変更は、次の区分ごとに必要な手続を第11に規定する実績報告の前に、速やかに行うものとする。

(1) 重要変更

ア 実施計画毎の補助金総額の増又は3割を超える減が生じる場合は、あらかじめ様式第20号により変更承認申請書を局長に提出するものとする。

イ 局長は、アの申請があった場合は、内容を審査し、災害その他、申請者の責に帰さない事由によりやむを得ないものと認められる場合は、様式第21号により部長に協

議するものとする。

ウ 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、システム計画の全体額の上限の範囲内及び予算の範囲内で、やむを得ないものと認められるときは、局長に同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。

エ 局長は、前項の規定による同意があったとき、又は、重要変更以外の変更（以下「軽微な変更」という。）に関して、その内容を審査した上で、適当と認められるときは、事業主体に対し、当該実施計画書の変更承認（様式第 22 号）を行うものとし、必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする（様式第 23 号）。

（2）軽微な変更

ア 第 1 号に該当しない変更が生じるときは、速やかに様式第 24 号により変更報告書を提出するものとする。なお、現場完了時等に明らかとなった変更で、第 1 号に該当しないものは、第 11 に規定する実績報告書によることができる。

イ 局長は、軽微な変更による変更承認をしたときは、その旨部長に報告するものとする。

（3）契約報告

ア 事業主体は、入札などにより契約を締結したときは、速やかに契約書（工事請負契約書、委託契約書等）の写を添えて様式第 24 号により変更報告書を部長に提出するものとする。

イ アにより補助金総額の増又は 3 割を超える減をする必要がある場合は、第 1 号に基づき変更を行う。

2 第 1 項の規定による変更内示に伴う補助金の交付申請は、第 8 の補助金交付申請に準じて行うものとする。

3 事業主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額し、様式第 27 号により消費税仕入控除税額集計表を添付して報告及び申請しなければならない。

（事業の中止、廃止、完了期限延長）

第 10 事業主体は、事業の中止及び廃止及び完了期限延長をしようとするときは、要綱第 5 第 2 号及び第 3 号により、中止（廃止）承認申請書又は完了期限延長承認申請書を、局長に提出するものとする。ただし、第 16 による繰越承認を受けたものについては、この限りではない。

2 局長は、前項の規定による中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、中止等を行うものとする事業主体等の調査を行うものとする。

3 局長は、前項の規定による調査の結果、第 8 の第 3 項の規定により交付決定した補助金額の変更が生ずる場合には、あらかじめ、調査結果を付して部長に協議するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは、局長に同意するものとする。

- 5 局長は、前項の規定による同意があったとき、又は第2項の規定による調査の結果、第9の第2項の規定により交付決定した補助金額の変更がない場合には、事業主体に対し、中止等を承認するものとする。
- 6 局長は、その職員を指定して、第2項の規定による調査を行うことができる。

(実績報告書)

- 第11 事業主体は、事業が完了したときは、様式第28号により地域森林資源利活用システム構築支援事業実績報告書に必要な書類、その他局長が特に必要と認めた書類を添えて局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、第13に基づき調査を実施するものとする。
 - 3 第8の第2項のただし書に規定する場合に該当して申請をした事業主体は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

(部分使用)

- 第12 事業主体は、現地の作業が完了している場合であって、次の①～③のいずれかに該当し、実績報告書提出前に実績の確認を要する場合、補助対象施設等の全部又は一部を地域森林資源利活用システム構築支援事業部分使用願（様式第28号）により局長に承認を得て使用することができる。
- ①積雪や下方道路の通行止め等により現地確認が困難になると見込まれる場合
 - ②事業着手に伴い、作業完了したものを使用することで完了確認が困難になると見込まれる場合
 - ③その他、早期に現地確認が必要と認められる場合
- 2 局長は、部分使用願の提出があったときは、第13の規定により調査を実施するものとする。
 - 3 事業主体は、第1項の規定により補助対象施設等の全部又は一部を使用することによって損害を及ぼしたときには、必要な経費を負担しなければならない。

(調査)

- 第13 局長は、事業主体から第11の第1項に規定する実績報告書、補助金の概算払請求書、又は第12第に規定する部分使用願の提出があったときは、次に掲げる事項に関して調査を実施するものとする。
- (1) 第5の第4項の規定により承認した実施計画書との整合その他出来型及び当該事業により導入された補助対象物等の管理並びに運営に関する規定等の確認
 - (2) 第8の第3項の規定により交付決定した補助金その他補助対象事業費等に関する収入及び支出の確認

(3) その他この事業のうち、局長が特に必要と認める事項

- 2 局長は、前項の規定による調査を実施したときは、地域森林資源利活用システム構築支援事業調査調書（様式第 29 号）を作成するものとする。
- 3 局長は、第 1 項による調査を実施する場合以外であっても、第 5 の第 4 項の規定により承認した実施計画書について、必要に応じて調査を行うことができる。
また、この調査に関し、事業主体は、立会その他の協力をしなければならない。
- 4 局長は、その職員を指定して、第 1 項の規定による調査を行うことができる。

(確定)

- 第 14 局長は、第 13 の第 1 項の規定のうち、第 11 の第 1 項に規定する実績報告書による調査を実施した結果、適当と認められるときは、事業主体に対し、補助金額の確定をするものとする。
- 2 局長は、前項の補助金額を確定したときは、事業主体から提出のあった実績報告書の写しを付して、部長に報告するものとする。

(請求)

- 第 15 要綱第 9 に規定する補助金の交付（概算払を含む。）の請求は、木材関係事業（地域森林資源利活用システム構築支援事業）補助金交付（概算払）請求書による。
- 2 要綱第 9 に規定する概算払の請求額は、事業の出来高が 60 パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の 50 パーセント以内の額、出来高 60 パーセント以上の場合にあっては、出来高に対応する補助金相当額の 90 パーセント以内の額とする。
- 3 前項の規定による概算払いの回数は 2 回までとする。
- 4 部長は、概算払請求があったときは、第 12 の調査により、出来形を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

(繰越)

- 第 16 事業主体は、第 8 の第 3 項の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越すことはできない。ただし、避け難い事故その他やむを得ない理由により局長が認めたときは、この限りではない。
- 2 事業主体は、繰越を必要とするときは、様式第 32 号により地域森林資源利活用システム構築支援事業繰越承認申請書を、事業実施年度中に局長に提出するものとする。ただし、事業実施年度中であっても、局長が別に定めた期日がある場合は、この限りではない。
- 3 局長は、前項の規定による繰越承認申請書の提出があったとき、第 1 項ただし書に規定する理由があると認めるときは、提出のあった 2 週間以内に部長に意見書を付して部長に進達するものとする。
- 4 部長は、前項の規定による進達があったときは、議会の議決、その他調査等を行い、局長を経由して事業主体に対し、繰越承認を行うものとする。

(管理)

- 第 17 補助事業により取得した施設、機械等を管理する者は、当該施設、機械等に次のとおり表示をするものとする。
- (1) 機械等は、見やすい場所に「令和 6 年度地域森林資源利活用システム構築支援事業」、「管理主体名」等を表示する。
 - (2) 施設等は、「令和 6 年度地域森林資源利活用システム構築支援事業〇〇施設」、「管理主体名」等を表示する。
- 2 備品及び施設等の利用状況を明確にするため、使用日誌及び利用実績等を整備しておくこと。

(財産処分)

- 第 18 事業主体は、補助金交付の目的に従い、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって財産を管理（善管注意義務）する。また、事業により取得し、又は効用を増大した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満の財産は除く。以下同じ。）を、要綱第 10 第 1 項に規定する期間においては、部長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 事業主体は、事業により取得し、又は効用の増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用又は担保に供しようとするときは、要綱第 10 第 2 項の規定による申請書を局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の規定による財産処分申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に関する調査を行うものとする。
- (1) 当該事業により導入された補助対象施設等のうち、財産処分に係る補助対象施設等の事業費及び補助金額に関すること
 - (2) 当該事業により導入された補助対象施設等のうち、財産処分に係る補助対象施設等の管理並びに運営に関すること
 - (3) 財産処分をしようとする理由
 - (4) 財産処分をした後の当該事業に関する補助対象施設等の管理及び運営に関すること
 - (5) その他この事業のうち、局長が特に必要と認める事項
- 4 局長は、前項の規定による調査を行ったときは、地域森林資源利活用システム構築支援事業財産処分調査調書を作成し、第 2 項の規定による財産処分申請書の写しを付して部長に協議するものとする。
- 5 部長は、前項の規定による協議があったときは、必要な調整を行った上で、やむを得ないと認められるときは、局長に同意するものとする。
- 6 局長は、前項の規定による同意があったときは、事業主体に対し、財産処分の承認を行うものとする。
- 7 事業主体は、前項の規定による財産処分の承認を受けて財産処分を行ったときは、地域

森林資源利活用システム構築支援事業財産処分報告書を局長に提出するものとする。

- 8 局長は、前項の規定による報告があったときは、第3項の規定による調査の内容と照合した上で、地域森林資源利活用システム構築支援事業財産処分確認書を部長に進達するものとする。
- 9 部長は、前項の規定による進達があったときは、必要に応じて補助金の返還を命ずるものとする。

(事故報告)

- 第19 事業主体は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した補助対象となる財産に事故があったときは、局長に届出るものとする。
- 2 局長は、前項の届出を受けたときには、現地を調査した上で、部長に報告するものとする。
- 3 事業主体は、災害に係る法令等により、必要に応じて災害復旧の措置を講ずるものとする。

(県の施策への協力)

- 第20 事業は、林地残材等未利用材を含めた森林資源の新たな活用法を検討するための支援事業である。そのため、この事業中及び実施後、事業主体は、事業の実績及び事業実施後の成果等について、部長及び地域振興局長から今後の森林資源の活用方法の検討のために必要な資料の提出を求められた場合、協力しなければならない。長野県が別途委託した調査会社等から調査する場合等も、同様とする。